

京都市告示第320号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和8年8月21日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区車屋町通夷川上る少将井御旅町337番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区車屋町通夷川上る少将井御旅町337番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

要措置区域

〔 鉛及びその化合物
土壌溶出量基準超過 〕

